

様式第19号(刑訴第203条,第211条,第216条)

弁解録取書	
住居	[REDACTED]
職業	会社役員(大川原化工機株式会社取締役)
氏名	島田 順司 (しまだ じゅんじ)
	昭和28年5月10日生(66歳)
本職は、令和2年3月11日午後1時57分頃、警視庁公安部外事第一課において、上記の者に対し、逮捕状記載の犯罪事実の要旨及び別紙記載の事項につき告知及び教示した上、弁解の機会を与えたところ、任意次のおり供述した。	
1 ただ今警察の方から、自分の意思に反して供述する必要のない供述自由権があることを告げられましたが、そのことは十分に理解しております。	
2 逮捕状を見せていただき、私に対する逮捕事実を確認しましたが、私は、弊社の噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」が輸出規制に該当する不安を抱えながら、経済産業省に該非の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出したことに間違いありません。	
3 弁護人選任権及び被疑者国選弁護制度について説明を受けましたが、和田倉門法律事務所の高田弁護士を選任したいので連絡してください。	
4 弁護人又は弁護人となろうとする者と接見したい旨を申し出れば、直ちにその旨を弁護人等に連絡していただけることも説明を受け、そのことも理解しました。	
[REDACTED]	
以上のとおり録取して読み聞かせた上 閲覧させたところ、言及のないことを申し立て	

警 視 庁

各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印した。

前 日

警視庁公安部外事第一課

司法警察員警部補 宇積 伸介

立会補助者

警視庁公安部外事第一課

司法警察員 巡查部長 山川 正樹

別紙

- 1 あなたは、^{べんごにん せんじん} 弁護人を選任することができます。
- 2 あなたに^{べんごにん} 弁護人がない場合に^{ばあい みづか} 自らの費用で^{ひよう べんごにん せんじん} 弁護人を選任したいときは、
^{べんごし べんごしほうじんまた べんごしかい} 弁護士、弁護士法人又は弁護士会を^{してい} 指定して^{もうで} 申し出ることができます。その
^{もうしで} 申出は、^{しほうけいさついん そうち} 司法警察員（^{ばあい けんさつかん} 送致された場合は検察官）か、あなたが^{りゆうち} 留置されて
いる^{しせつ せきにんしや けいじしせつ ちようも} 施設の責任者（^{りゆうちぎようむかんりしや} 刑事施設の長若しくは留置業務管理者）又はその代
^{りしや たい} 理者に対してすることができます。
- 3 あなたが、^{ひ つづ ころりゆう せいきゆう} 引き続き勾留を請求された場合において^{ばあい ひんこんとう} 貧困等の事由により
^{みづか べんごにん せんじん} 自ら^{さいばんかん たい べんごにん せん} 弁護人を選任することができないときは、^{さいばんかん たい} 裁判官に対して^{べんごにん せん} 弁護人の選
^{にん せいきゆう} 任を請求することができます。^{さいばんかん たい べんごにん せんじん せいきゆう} 裁判官に対して^{べんごにん せんじん} 弁護人の選任を請求するに
は^{しりよくしんこくしよ ていしゆつ} 資力申告書を提出しなければなりません。あなたの^{しりよく} 資力が^{まんえんい} 50万円以
^{じよう} 上であるときは、あらかじめ、^{べんごしかい べんごにん せんじん もうしで} 弁護士会に^{べんごにん せんじん} 弁護人の選任の^{もうしで} 申出をしていな
ければなりません。
- 4 あなたが、^{べんごにんまた べんごにん} 弁護人又は^{べんごにん} 弁護人となろうとする^{べんごし せつけん} 弁護士と^{もう} 接見したいことを申
^で し出れば、^{ただ} 直ちにその^め 旨をこれらの^{もの} 者に^{れんらく} 連絡します。

